

## 新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0731 第2号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

### ■検査実施料が新設された検査項目

「保医発0731 第2号」 適用日 令和7年8月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
エムポックスウイルス核酸検出	700点	微生物学的検査 150点	「D023」 微生物核酸 同定・定量 検査「19」	(40) エムポックスウイルス核酸検出は、エムポックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムポックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR法により実施した場合に、本区分の「19」のSARS-CoV-2核酸検出の所定点数を準用し、1回に限り算定する。

※ 現時点では、検査を受託することはできません。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。